

陳 情 書

平成 30年6月4日

雲南市議会議長
藤原信宏様

住 所 松江市浜乃木 5-10-25

(団体名) 島根原発・エネルギー問題県民連絡会

(代表者) 氏名 北川 泉 印

(連絡先 0852-22-7316)

件名 中国電力との間で「事前了解権」を認める安全協定を締結すること
について

1. 要旨

島根原子力発電所立地自治体である松江市と中国電力との間で締結している「安全協定」と同じく、雲南市におかれましても中国電力との間で「事前了解権」を認める安全協定を締結してください。

2. 陳情理由

中国電力は平成30年5月22日、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査に際し、島根県及び松江市に対して安全協定に基づく「事前了解」を求める手続きを開始しました。

しかし、現時点では雲南市など30km圏内自治体が中国電力と締結している安全協定には「事前了解」に関する権限はなく、原子力発電所で事故が発生した場合には甚大な被害が予想されるにも関わらず、運転の可否を判断する何らの権限がありません。

平成23年3月11日に発生した福島第一原発においても、50km以上も離れた飯館村のように長期にわたって帰還困難地区となった例もあります。この悲惨な事故を教訓に、市民の安心・安全を確保する意味からも中国電力に対して、「事前了解権」が盛り込まれた安全協定を締結するように取り組んでください。

陳 情 書

平成 30年6月4日

雲南市議会議長
藤原信宏様

住 所 松江市浜乃木 5-10-25

(団体名) 島根原発・エネルギー問題県民連絡会

(代表者) 氏名 北川 泉 印

(連絡先 0852-22-7316)

件名 「事前了解権」を認める安全協定締結まで、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請に関する判断を行わないことについて

1. 要旨

中国電力との間で島根原子力発電所立地自治体である松江市と同じ「事前了解権」を認める安全協定が締結できるまで、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に関する判断を下さないようにしてください。

2. 陳情理由

中国電力は平成 30 年 5 月 22 日、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に際し、島根県及び松江市に対して安全協定に基づく「事前了解」を求める手続きを開始しました。

しかし、現時点では雲南市など 30km 圏内自治体が中国電力と締結している安全協定には「事前了解」に関する権限はなく、原子力発電所で事故が発生した場合には甚大な被害が予想されるにも関わらず、運転の可否を判断する何らの権限がありません。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した福島第一原発においても、50km 以上も離れた飯館村のように長期にわたって帰還困難区域となった例もあります。この悲惨な事故を教訓に、市民の安心・安全を確保するためにも中国電力と「事前了解権」が盛り込まれた安全協

定を締結するまで、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に関する判断を下
さないでください。

陳 情 書

平成 30年6月4日

雲南市議会議長
藤原信宏様

住 所 松江市浜乃木 5-10-25

(団体名) 島根原発・エネルギー問題県民連絡会

(代表者) 氏名 北川 泉 印

(連絡先 0852-22-7316)

件名 中国電力に対して、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に関する市民説明会開催を求めることについて

1. 要旨

中国電力が新規制基準適合性審査申請前に「市民説明会」を開催するように申し入れをしてください。

2. 陳情理由

中国電力は平成 30 年 5 月 22 日、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に際し、島根県及び松江市に対して安全協定に基づく「事前了解」を求める手続きを開始しました。

しかし、現時点では雲南市など 30km 圏内自治体が中国電力と締結している安全協定には「事前了解」に関する権限はなく、原子力発電所で事故が発生した場合には甚大な被害が予想されるにも関わらず、運転の可否を判断する何らの権限がありません。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した福島第一原発においても、50km 以上も離れた飯館村のように長期にわたって帰還困難区域となった例もあります。この悲惨な事故を教訓に、市民の安心・安全を確保する意味からも中国電力に対して、市民に対して十分な説明の機会を設けるように申し入れをしてください。

陳 情 書

平成 30年6月4日

雲南市議会議長
藤原信宏様

住 所 松江市浜乃木 5-10-25

(団体名) 島根原発・エネルギー問題県民連絡会

(代表者) 氏名 北川 泉 印

(連絡先 0852-22-7316)

件名 市民の理解が進むまで、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請に関する判断を行わないことについて

1. 要旨

市民の理解が進むまで、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に関する判断を行わないようにしてください。

2. 陳情理由

中国電力は平成 30 年 5 月 22 日、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に際し、島根県及び松江市に対して安全協定に基づく「事前了解」を求める手続きを開始しました。

しかし、現時点では雲南市など 30km 圏内自治体が中国電力と締結している安全協定には「事前了解」に関する権限はなく、原子力発電所で事故が発生した場合には甚大な被害が予想されるにも関わらず、運転の可否を判断する何らの権限がありません。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した福島第一原発においても、50km 以上も離れた飯館村のように長期にわたって帰還困難区域となった例もあります。この悲惨な事故を教訓に、市民の安心・安全を確保する意味からも、中国電力から市民に対して十分な説明が行われなければなりません。島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に関する判断は、市民説明会が開催されるとともに、市民の理解が進むまで行わないようにしてください。

陳 情 書

平成 30年6月4日

雲南市議会議長
藤原信宏様

住 所 松江市浜乃木 5-10-25

(団体名) 島根原発・エネルギー問題県民連絡会

(代表者) 氏名 北川 泉 印

(連絡先 0852-22-7316)

件名 実効性ある「避難計画」を策定するまで、島根原子力発電所 3 号機
の新規制基準適合性審査申請を行わないよう中国電力に求めること
について

1. 要旨

実効性のある「避難計画」ができるまで、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請をしないよう、中国電力に求めてください。

2. 陳情理由

中国電力は平成 30 年 5 月 22 日、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査に際し、島根県及び松江市に対して安全協定に基づく「事前了解」を求める手続きを開始しました。

しかし、現時点では雲南市など 30km 圏内自治体が中国電力と締結している安全協定には「事前了解」に関する権限はなく、原子力発電所で事故が発生した場合には甚大な被害が予想されるにも関わらず、運転の可否を判断する何らの権限がありません。

島根原発で事故が発生すれば、風向きによっては、雲南市は立地自治体である松江市と同様ないしそれ以上の被害を被る恐れがあります。原発事故に備えた現行の「避難計画」は、住民の生命・財産を守るための万全策ではありません。

そこで、中国電力に対して、実効性のある「避難計画」が作成されるまでは、新規制

基準適合性審査申請を保留するよう求めてください。

陳 情 書

平成 30年6月4日

雲南市議会議長
藤原信宏様

住 所 松江市浜乃木 5-10-25

(団体名) 島根原発・エネルギー問題県民連絡会

(代表者) 氏名 北川 泉 印

(連絡先 0852-22-7316)

件名 島根原子力発電所に係る「検討委員会」設置を島根県に求めること
について

1. 要旨

島根県に対して、島根原子力発電所に係る「検討委員会」を設け、十分な審議を行うよう求めてください。

2. 陳情理由

中国電力は平成30年5月22日、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査に際し、島根県及び松江市に対して安全協定に基づく「事前了解」を求める手続きを開始しました。

しかし、現時点では雲南市など30km圏内自治体が中国電力と締結している安全協定には「事前了解」に関する権限はなく、原子力発電所で事故が発生した場合には甚大な被害が予想されるにも関わらず、運転の可否を判断する何らの権限がありません。

島根原発で事故が発生すれば、風向きによっては、雲南市は立地自治体である松江市と同様ないしそれ以上の壊滅的な事態になる恐れがあります。

そこで、島根県に対して、完全な安全性を担保するために、原子力発電所に係る学者・研究者などを含めた「検討委員会」(仮称)を設置し、県民が納得できるような十分な審議を行うよう求めてください。

陳 情 書

平成 30年6月4日

雲南市議会議長
藤原信宏様

住 所 松江市浜乃木 5-10-25

(団体名) 島根原発・エネルギー問題県民連絡会

(代表者) 氏名 北川 泉 印

(連絡先 0852-22-7316)

件名 島根県に設置を求めた「検討委員会」が、十分な審議を終えるまで
島根原子力発電所 3号機の新規制基準適合性審査申請に関する判断
を行わないことについて

1. 要旨

島根県に設置を求めた島根原子力発電所に係る「検討委員会」において、県民が納得できるような十分な審議がされるまで、島根原子力発電所 3号機の新規制基準適合性審査申請に関して可否を判断しないように島根県に求めてください。

2. 陳情理由

中国電力は平成 30年 5月 22日、島根原子力発電所 3号機の新規制基準適合性審査に際し、島根県及び松江市に対して安全協定に基づく「事前了解」を求める手続きを開始しました。

しかし、現時点では雲南市など 30km 圏内自治体が中国電力と締結している安全協定には「事前了解」に関する権限はなく、原子力発電所で事故が発生した場合には甚大な被害が予想されるにも関わらず、運転の可否を判断する何らの権限がありません。

島根原発で事故が発生すれば、風向きによっては、雲南市は立地自治体である松江市と同様ないしそれ以上の壊滅的な事態になる恐れがあります。

島根県に対して設置を求めた、原子力発電所に係る学者・研究者などを含めた「検討

委員会」(仮称)において、県民が納得できるような十分な審議がされるまで、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請に関して可否を判断しないように島根県に求めてください。